

受注希望型競争入札における建設工事の「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フロー

2022. 04. 01適用

入札書比較価格＝予定価格(税抜)

スタート

予定価格(税込)が
100万円を超え22億8千万円未満か

いいえ

100万円以下
低入札価格調査基準価格設定なし
失格基準価格設定なし

はい

22億8千万円以上 (WTO案件)
低入札価格調査基準価格
= 予定価格(税抜)の92.0%相当額
失格基準設定なし

入札書比較価格を超える応札者及び
入札書比較価格の85.0%相当額(1円未満切り捨て)未満の
応札者を算定対象者から除外する

算定対象者の平均値±(標準偏差×1.5)の範囲外にある
応札者を算定対象者から除外する
(小数第1位を四捨五入、整数止め)

「平均値」: $\Sigma x / n$ (小数点以下切り捨て)

$$\text{「標準偏差」: } \sqrt{\frac{n \Sigma x^2 - (\Sigma x)^2}{n^2}}$$

(小数第1位を四捨五入、整数止め)
算定対象者数: n
応札価格: x

いいえ

算定対象の応札者は5者以上か

はい

いいえ

入札書比較価格の89.5%相当額以上の
応札者は5者以上か

はい

低入札価格調査基準価格_{*1} = 92.0%相当額
失格基準価格_{*1} = 89.5%相当額

入札書比較価格の89.5%相当額以上の応札者を対象

$$\text{基準算定基礎額}_{*1} = \frac{\text{相当額以上の応札者の応札額の合計}}{\text{相当額以上の応札者の数}}$$

いいえ

92.0%相当額未満

基準算定基礎額_{*1}が
入札書比較価格の
92.0%相当額以上94.5%相当額以下か

いいえ

94.5%相当額を超える

低入札価格調査基準価格_{*1} = 92.0%相当額
失格基準価格_{*1} = 基準算定基礎額

はい

低入札価格調査基準価格_{*1}及び
失格基準価格_{*1} = 94.5%相当額

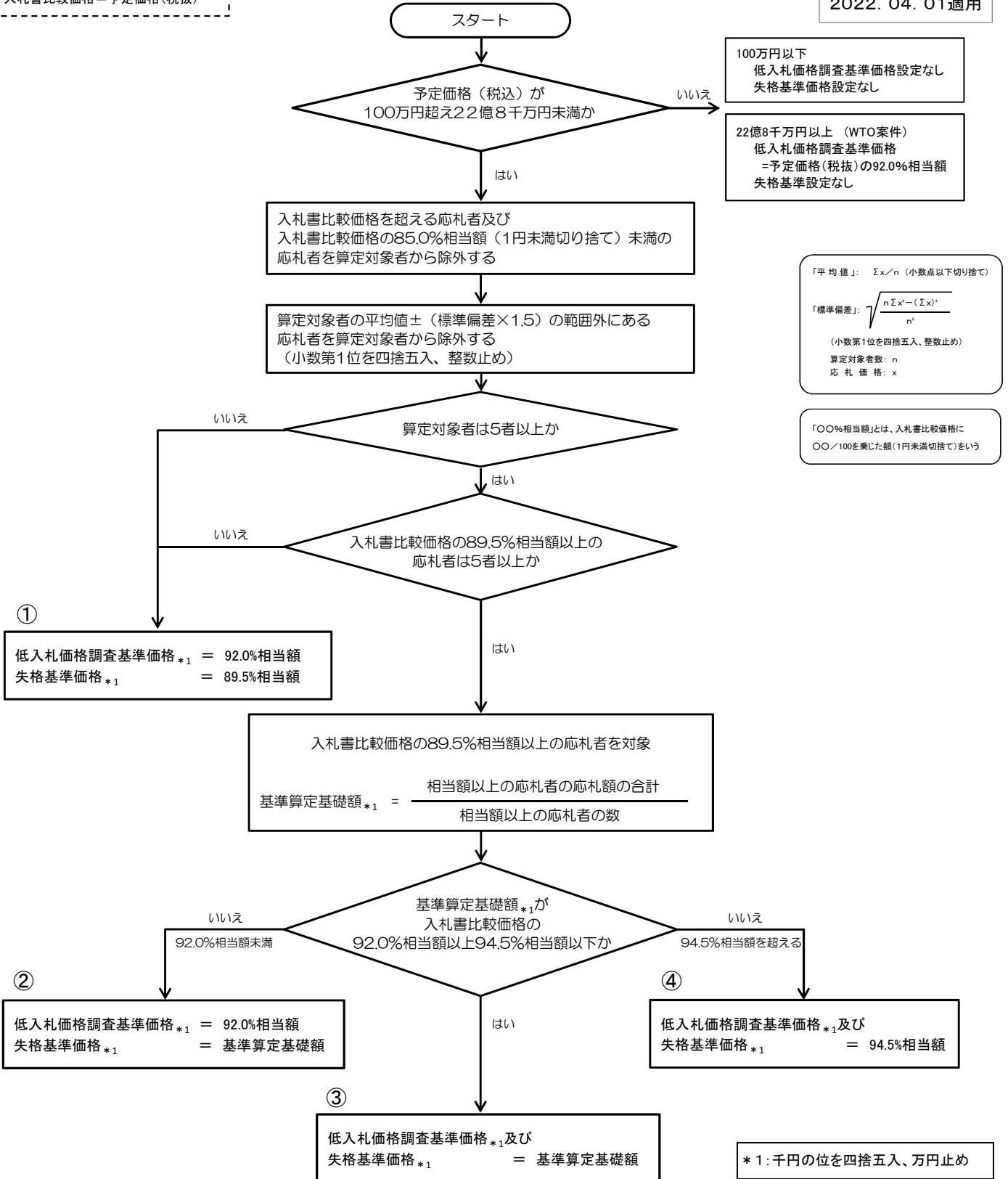
低入札価格調査基準価格_{*1}及び
失格基準価格_{*1} = 基準算定基礎額

*1: 千円の位を四捨五入、万円止め

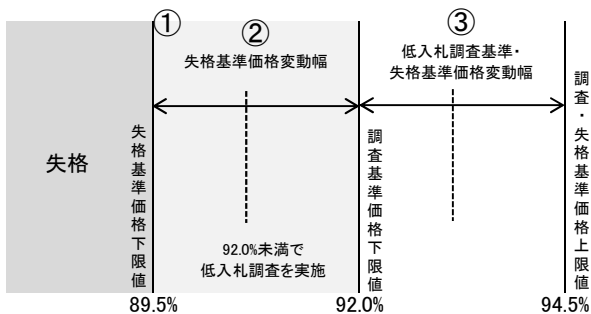
受注希望型競争入札における建設工事の「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フロー

入札書比較価格 = 予定価格 (税抜)

2022. 04. 01適用



(参考)



入札書比較価格の92.0%未満で低入札価格調査を実施

- ①の場合
応札額が92.0%相当額未満であれば低入札調査の対象となる。
失格基準価格は89.5%相当額となる。
- ②の場合
応札額が92.0%相当額未満であれば低入札調査の対象となる。
失格基準価格は89.5%相当額以上～92.0%相当額以下の間となる。
- ③の場合
低入札調査の対象には成り得ない。
失格基準価格は92.0%相当額以上～94.5%相当額以下の間となる。
- ④の場合
低入札調査の対象には成り得ない。
失格基準価格は94.5%相当額となる。

総合評価落札方式における建設工事の「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フロー

入札書比較価格 = 予定価格(税抜)

2022. 04. 01適用

スタート

予定価格(税込)が
100万円超え22億8千万円未満か

いいえ

100万円以下
低入札価格調査基準価格設定なし
失格基準価格設定なし

はい

22億8千万円以上 (WTO案件)
低入札価格調査基準価格
= 予定価格(税抜)の92.0%相当額
失格基準設定なし

入札書比較価格を超える応札者及び
入札書比較価格の85.0%相当額(1円未満切り捨て)未満の
応札者を算定対象者から除外する

算定対象者の平均値±(標準偏差×1.5)の範囲外にある
応札者を算定対象者から除外する
(小数第1位を四捨五入、整数止め)

「平均値」: $\Sigma x / n$ (小数点以下切り捨て)

「標準偏差」: $\sqrt{\frac{n \Sigma x^2 - (\Sigma x)^2}{n^2}}$

(小数第1位を四捨五入、整数止め)
算定対象者数: n
応札価格: x

算定対象の応札者は5者以上か

いいえ

はい

入札書比較価格の89.5%相当額以上の
応札者は5者以上か

いいえ

はい

低入札価格調査基準価格_{*1} = 92.0%相当額
失格基準価格_{*1} = 89.5%相当額

入札書比較価格の89.5%相当額以上の応札者を対象

基準算定基礎額_{*1} = $\frac{\text{相当額以上の応札者の応札額の合計}}{\text{相当額以上の応札者の数}}$

基準算定基礎額_{*1}が
入札書比較価格の
92.0%相当額以上94.5%相当額以下か

いいえ

92.0%相当額未満

いいえ

94.5%相当額を超える

はい

低入札価格調査基準価格_{*1} = 92.0%相当額
失格基準価格_{*1} = 89.5%相当額

低入札価格調査基準価格_{*1} = 94.5%相当額
失格基準価格_{*1} = 92.0%相当額

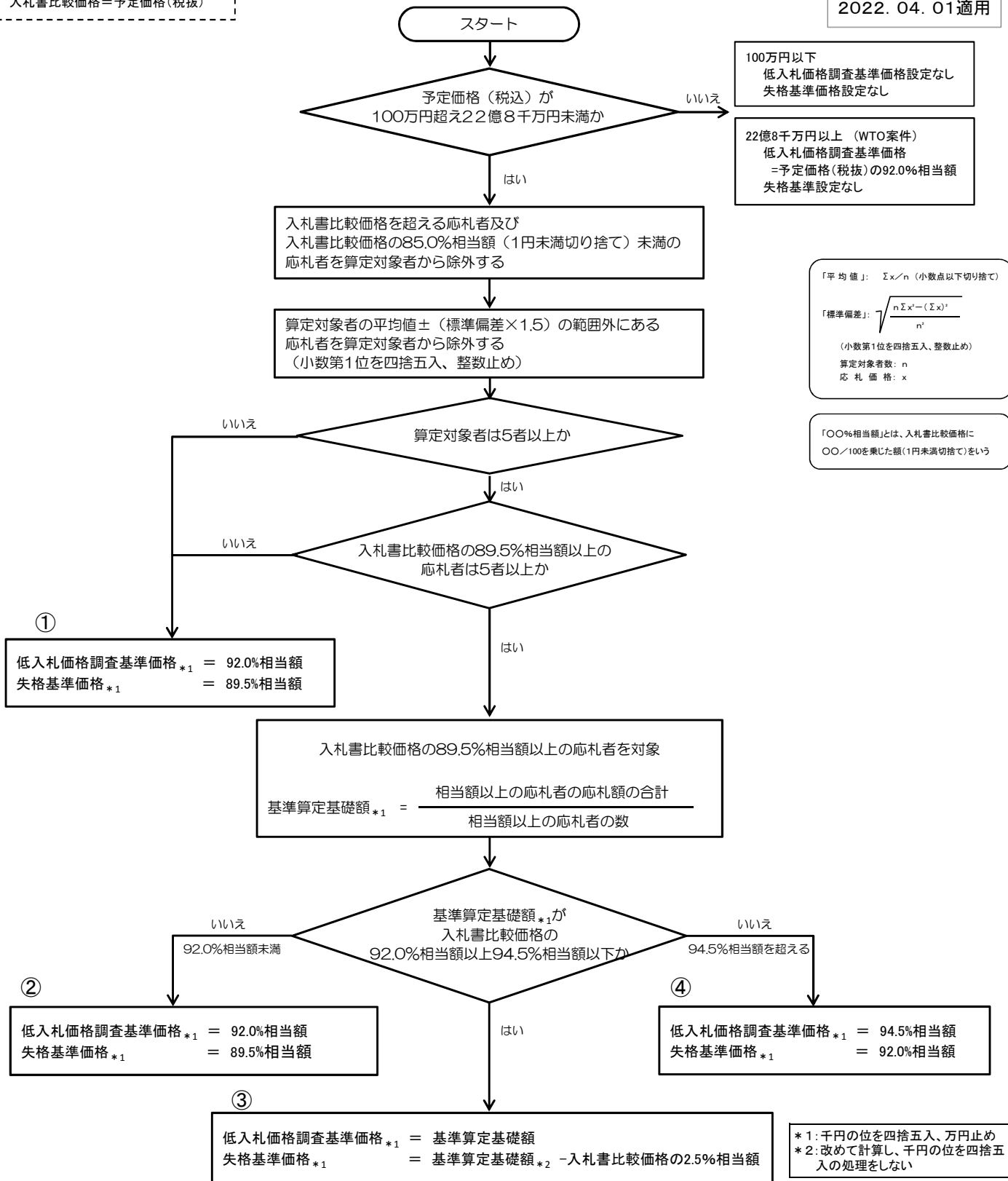
低入札価格調査基準価格_{*1} = 基準算定基礎額
失格基準価格_{*1} = 基準算定基礎額_{*2} - 入札書比較価格の2.5%相当額

*1: 千円の位を四捨五入、万円止め
*2: 改めて計算し、千円の位を四捨五入の処理をしない

総合評価落札方式における建設工事の「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フロー

入札書比較価格 = 予定価格 (税抜)

2022. 04. 01適用

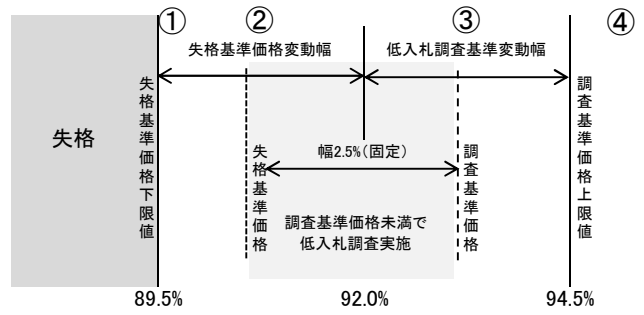


「平均値」: $\sum x / n$ (小数点以下切り捨て)
 「標準偏差」: $\sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n}}$
 (小数第1位を四捨五入、整数止め)
 算定対象者数: n
 応札価格: x

「〇〇%相当額」とは、入札書比較価格に
 〇〇/100を乗じた額(1円未満切り捨て)をいう

* 1: 千円の位を四捨五入、万円止め
 * 2: 改めて計算し、千円の位を四捨五入の処理をしない

(参考)



低入札価格調査基準価格を下回れば低入札価格調査を実施

①の場合
 応札額が92.0%相当額未満であれば低入札調査の対象となる。
 失格基準価格は89.5%相当額となる。

②の場合
 応札額が92.0%相当額未満であれば低入札調査の対象となる。
 失格基準価格は89.5%相当額となる。

③の場合
 応札額が低入札価格調査基準価格未満であれば低入札調査の対象となる。
 失格基準価格は低入札価格調査基準価格 - 入札書比較価格 × 2.5%相当額となる。

④の場合
 応札額が94.5%相当額未満であれば低入札調査の対象となる。
 失格基準価格は92.0%相当額となる。